

役員報酬等並びに費用に関する規程

制定施行 平成25年 4月 1日

改定施行 平成25年 5月29日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本年金数理人会（以下、「本会」という。）定款第26条に定める役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には報酬等を支給しない。

(報酬)

第4条 前条の規定にかかわらず、会員でない役員については、職務の執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬は、理事会出席等の必要の都度、源泉徴収後 20,000 円とする。
- 3 前2項に規定する報酬は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(実施細則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

附 則

第1条 この規程は、平成25年5月29日から施行する。